

川越市監査委員公表第2号

監査の結果に係る措置について

令和8年3月30日付け川監委第5099号の監査結果の報告に基づき、川越市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、公表する。

令和8年5月28日

川越市監査委員	岡	田	昭	文
同	石	川	隆	二
同	山	木	綾	子
同	中	原	秀	文

川 総 第 5 6 号

令和8年4月30日

川越市監査委員 様

川越市長 森 田 初 恵

監査の結果（意見）に対する措置の内容について（報告）

令和8年3月30日付け川監委第5099号で報告を求められた事項につきまして、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

記

1 産業観光部 1件

措置状況の報告（意見）

産業観光部（R8. 2. 10 実施監査）

チェック事項 所属名		旅費の支出事務について
観光課	意見	<p>・前回、復命書（部長専決）について、文書主任の押印がないものがあった件に関して、今回も措置されていないものがあつた。</p> <p>文書管理規程にのっとり、適正に事務処理をすること。 本事案については、前回注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかったため、意見としたものである。今回の指摘を真摯に受け止め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
	措置状況	<p>同様の誤りの発生を防止するため、本意見について課内全職員に周知した。</p> <p>今後は、部長以上の決裁を要する起案文書において、所属長の合議を受ける前に文書主任の審査がされるかどうか、文書の起案者だけでなく、決裁ルート上の全職員が確認をし、適正な事務の執行が図れるよう徹底することとする。</p>